

11月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第47号を発行させていただきます。

今年は秋の過ごしやすい時期が短く、すぐに冬になってしまうとの長期予報が出ております。寒いのは苦手なので、個人的にはゆっくりと季節が移り変わって行って欲しいと思っています。

今月は、先月奈良の橿原神宮と今井町に行った際に撮影した写真をご紹介します。



(写真は、橿原神宮で撮影した写真です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**印紙税の基礎知識 その5、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**免疫力について その1** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 印紙税の基礎知識 その5

今月の説明で「印紙税」については一旦終わりにさせていただきます。

今月は「印紙税の納付漏れ等」の内容についてご説明させていただきます。



(写真は、橿原神宮で撮影した写真です)

印紙税を納付しなかったときには

表にまとめると以下ようになります。

印紙税を納付しなかったとき	納付しなかった印紙税の額の 3倍の過怠税が徴収されます
印紙税を納付しなかったとき（自主的に申し出）	納付しなかった印紙税の額の 1.1倍の過怠税が徴収されます
文書に貼り付けた収入印紙に所定の方法で消印をしなかったとき	消印しなかった収入印紙の 金額と同額の過怠税が徴収されます

・税務調査等で印紙税の納付漏れの見つかるケースが大部分ですので、契約書等に印紙税を貼り忘れていた

場合には、自主的に所轄税務署長に印紙税を納付していない旨を申し出て過怠税が 1.1 倍で済むような対処をしないといけません。

- ・過怠税は、その全額が法人税の損金や所得税の必要経費に出来ませんので、納付忘れに気をつけなければいけません。

印紙税を誤って納付したときは

印紙税を誤って納付した場合には、所轄税務署にて印紙税の還付を受けることができます。

では、印紙税を誤って納付した場合とは

- ・印紙税を納付する必要がない文書に誤って収入印紙を貼って印紙税を納付した場合
- ・印紙税として定められた金額を超えた収入印紙を文書に貼って印紙税を納付した場合

が挙げられます。

還付を受ける手続きは、

- 1 印紙税が過誤納になっている文書と印鑑、法人の場合は代表者印を持参

- 2 税務署に用意している「印紙税過誤納確認申請書」に必要事項を記載して納税地の税務署に提出という流れになります。

- * 還付請求ができる期間は、過誤納となっている文書を作成した日等から 5 年以内となっています。

これで一旦印紙税についてのご説明は終わらせていただきます。まだお伝えしたい内容があるので、また少し期間をおいてから取り上げさせていただく予定にしております。

【参考文献】

- ・事例でわかる印紙税の実務 田辺直樹著 日本実業出版社
- ・契約書や領収書と印紙税 国税庁発行のリーフレット



(写真は、榎原神宮で撮影した写真です)

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

税制改正関連

日経新聞に「配偶者控除廃止見送り 年収制限緩和を検討」、「配偶者控除、存続し要件拡大 世帯主の年収で制限案」、「夫婦控除 解散風に散る 税制、本格論議前に 公明・官邸の慎重論根強く」、「基礎控除上げ一致 政府税調 給与所得控除は縮小へ」などの記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・政府・与党は 2017 年度税制改正で、専業主婦世帯を優遇する所得税の配偶者控除を見直して共働きにも適用する「夫婦控除」の創設を見送る方針を固めた。
- ・今後の焦点は 103 万円以下という年収基準の見直しに移りそうだ。
- ・政府・与党は年収 150 万円以下に引き上げる案を軸に上積みを検討する。
- ・一方で、税収が減るため、財源の確保策として夫の年収が 1000 万円以下の世帯などに適用対象を絞る案も検討する。
- ・仮に世帯主の年収 1000 万円以下に制限すると、年収 1200 万円の世帯は約 12 万円、年収 1500 万円なら約 16 万円の増税になる。
- ・誰でも控除を受けられる基礎控除を大きく引上げ、給与所得控除や年金受給者が受ける公的年金等控除を縮

小する方向で意見がほぼ一致した。

- ・政府税調には基礎控除を引き上げ、給与所得控除を引き下げればより働き方に影響しない「中立的な税制」になるとの考えがある。
- ・年金受給者に恩恵が厚すぎるとの指摘がある公的年金等控除を縮小し、基礎控除を引き上げれば世代間の公平性は高まる見込みだ。

などと書かれておりました。

*先月号で「夫婦控除」に関する新聞記事を取り上げさせていただいておりましたが、見送られることになってしまいました。衆議院の解散が取りざたされている時期なのが影響しているのでしょうか。



(写真は、橿原市今井町で撮影しました)

相続税関連

日経新聞に「マンション高層階増税 「富裕層の節税」けん制」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・政府・与党は20階建て以上の高層マンションについて、高層階の固定資産税と相続税を引き上げる。2018年以降に引き渡す新築物件が対象。一方で低層階の税負担を軽くする。
- ・対象は大都市圏で増える「タワーマンション」と呼ばれる超高層物件で、20階建て以上を想定している。上層階に行くほど景観が良くなるため、同じ面積でも取引価格が高い。

- ・一方で、こうした物件の固定資産税や相続税の算定基準となる「固定資産税評価額」は、階層による差はなく、同じ面積なら最上階と1階が同じ評価額となり固定資産税や相続税も原則同額になる。
- ・マンション高層階の部屋を買えば、現金のまま相続するよりも、相続税の金額も抑えやすい。
- ・富裕層しか使えない節税策として批判が高まっていた。
- ・総務省が検討している新しい評価額の仕組みは、高層マンションの中間の階は現行制度と同じ評価額にする一方、中間階よりも高層の階では段階的に引き上げ、低層の階では段階的に引き下げる。
- ・新しい税制の対象は18年以降に引き渡す新築物件に限定する。既存の物件は今の税制を適用する。ふ

などと書かれておりました。

*不動産会社が主催する相続税セミナーなどでは、高層マンションを購入していただくためにタワーマンションの高層階の購入を節税策として説明していたようです。この節税策が使えなくなるので、不動産業界としてはまたこれに代わる節税策を考えることになるのでしょうか。



(写真は、橿原市今井町で撮影しました)

4 免疫力について その1

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、免疫力についてご紹介させていただきます。

免疫力とは

参考文献には

- ・免疫力とは身体が本来持っている、病気にならないための「予防する力」であり、身体が病気になったときに健康を取り戻す「回復する力」でもあるのです。
- ・免疫力は残念ながらその力はずっと一定ではありません。年齢を重ねるごとに、少しずつですが免疫力は弱くなっていきます。
- ・一方で免疫力が優れているところは、免疫力を上げようと思ったら簡単に上げられる、という点でもあります。

などと書かれています。

免疫力を高めるポイント

参考文献には

- ・私たちの健康の要ともいえる細胞—その名前は、「樹状（じゅじょう）細胞」です。
- ・この細胞が免疫機能をつかさどっており、この細胞を活性化させるだけで、じつは免疫力を大きく高めることができるのです。
- ・病気を予防し、健康になるためには、樹状細胞の働きが低下するのを防ぎ、かつ、機能を高めるための生活習慣を取り入れることが重要です。
- ・樹状細胞を活性化する方法はたったの三つです。その方法は
 - ①「樹状細胞」を活性化させる食事を摂る
 - ②運動は「汗をかく前」にやめる
 - ③「ストレスフリー」な環境を整える

などと書かれています。

今回は免疫力についての1回目なので具体的な内容にまで入っていきませんが、日常での食事に気をつけることとストレスを溜めないことのようなですね。

参考文献の内容で気になったのは、「運動は汗をかく前にやめる」ということです。汗をかくほどに運動するのもストレスになるということなのではないでしょうか。何事もやり過ぎると良くなってほほどほがよいのではないでしょうか。

続きは次号にてご紹介させていただきます。

【参考文献】

- ・免疫力をあなどるな！ 著者 矢崎雄一郎 発行所

サンマーク出版

5 編集後記

先月20日過ぎに実家の柿の木に実った柿を取りに昨年も手伝っていただけた神戸の友人と行ってきました。今年は台風が日本列島をいくつか通過していった際の強風の影響で収穫する前にたくさんの柿の実が落ちてしまい、収穫できた量は昨年よりかなり少なめでした。

収穫する前に撮影した柿の木の様子が下の写真です。



かなり木が大きくなってしまっていて昨年も収穫するのに手間取りましたので、今年は電気ノコギリを使って伸びすぎた枝を切りながら収穫いたしました。木の枝をだいぶ切ってしまったので、来年の収穫はあまり期待できそうにありませんが、定期的に木の手入れを出来ないのでは仕方ありません。

下の写真は、頂天眼（ちょうてんがん）という珍しい種類の金魚です。目が上向いています。柿取りに実家に帰った際に実家の野菜即売所で販売していたので思わず買ってしまいました。事務所で飼っています。



今月も最後までお読みいただきありがとうございます。